

第 1 号様式（第 4 条関係）

年 月 日

大 阪 市 長 様

事業者 住 所

氏 名

（法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名）

デジタルサイネージ事前協議申出書

重点届出区域におけるデジタルサイネージ等取扱要綱第 4 条第 1 項の規定に基づき、指定書類を添えて次のとおり申し出ます。

代理人 (定める場合)	住 所 _____ 氏 名 _____ 電話番号 _____ (担当 : _____)
敷地の位置	地区名 _____ 所在地 大阪市 _____ 区 _____
設置工事及び 運用開始時期 (予定)	設置工事着手 _____ 年 _____ 月 _____ 日 (予定) 運 用 開 始 _____ 年 _____ 月 _____ 日 (予定)
建築物概要	建築物名称 _____ 敷地面積 _____ m ² 延床面積 _____ m ² 高さ _____ m 建築面積 _____ m ² 階数 地上 _____ 階 地下 _____ 階 対象となる外壁面積 _____ m ²
設置位置・形態・ 大きさ等	設置位置 建築物の _____ 階部分 設置形態 ☐ 壁面設置 [☐ 低層部 ☐ 中層部] ☐ 自立型設置 画面の大きさ 幅 _____ m × 高さ _____ m = 面積 _____ m ² (注 1) 地盤面から画面上端までの高さ _____ m 設置する外壁面の広告物の総面積 : _____ m ² (既設置広告物を含む)
周辺への影響への配慮	音声の有無 ☐ 有 (最大音量 : _____ dB) ☐ 無 最大輝度 昼間 : _____ cd/m ² 夜間 : _____ cd/m ² スピーカーの種類等 (指向性等) _____ 表示時間帯 _____ : _____ ~ _____ : _____ まで 周辺への配慮事項 ・ ・ ・ ・ ・

コンテンツ内容	広告の種別 ☐ 自家用広告 ☐ 商用広告 公共情報等の表示割合 _____ %以上 コンテンツ作成者 _____ ・ ・ ・ ・ ・ ・ 詳細は別紙及び映像参照	
所轄警察署への 事前相談	☐ 済（ 年 月 日確認） ☐ 未（注2）	
※受付欄	※受付年月日	年 月 日
	※受付番号	（ ） 第 - 号
	※備考	

※のある欄は記入しないでください。

（注1）面積はフレームや架台等を除く画面の大きさとし、整数値（小数点以下を四捨五入）を記載してください。

（注2）所轄警察署への事前相談が完了していない場合は、相談状況がわかる資料を添付してください。

デジタルサイネージ事前協議時 チェックシート（低層部）

① 前提条件

【全地区共通】

- ☐ 周辺景観との調和に配慮し、良好なまちなみ形成に資するものとしている
- ☐ 事業者による内部取扱規定を設けている

② 設置位置、形態・意匠の基準

【全地区共通】

- ☐ 設置位置は、建築物の低層部としている
 - ☐（該当する場合）歩道橋等により地上部分以外に歩行者動線がある場合は、協議により低層部とみなしている
- ☐ 設置形態は、壁面への設置及び自立型設置としている
- ☐ 壁面に突き出して設置していない
- ☐ 壁面に設置する場合は、建築物と一体的な意匠としている
- ☐ 窓面をふさがないように設置している
- ☐ 天井に吊り下げて設置していない
- ☐ 太陽光を著しく反射するおそれのあるものを使用していない
- ☐ 骨組み、支柱等の構造体は目立たないものとしている

【土佐堀通地区のうち、谷町筋～四つ橋筋の間の北側敷地】

- ☐ 水辺側に向けて設置していない

【中之島地区】

- ☐ 水辺に面する敷地について、水辺側に設置していない

③ 大きさ（1か所あたり）の基準

【下記以外の地区】

- ☐ 2㎡以下としている

【御堂筋地区及び堺筋地区のうち、長堀通以南】

- ☐ 5㎡以下としている

④ 大きさ（総量）の基準

【全地区共通】

- ☐ 5㎡以下としている
（ただし、敷地面積が2,000㎡を超える場合は、面積加算後の範囲内である）

⑤ 快適な街路景観創出のための基準

【全地区共通】【2㎡以下の場合】

- ☐ 設置位置や掲出内容に応じた配置とし、ヒューマンスケールに配慮した高さや幅（地盤面から画面上端までの高さは2.3m以下、画面幅は1.5m以下）としている
 - ☐（上記でない場合は）個別協議（ ）
- ☐ 自立型設置の場合、通行の妨げにならない設置位置としている
- ☐ 一敷地に複数設置する場合、他のデジタルサイネージとの距離は10m以上離れている
（ただし、近接して設置する場合は、合計2㎡以下であればこの限りでない）
- ☐ 複数の広告板が設置されている場所では、統一感やまとまりのあるデザイン・高さ等となっている

【御堂筋地区及び堺筋地区のうち、長堀通以南】

- ☐ 個別協議要（ ）

【中之島地区】

- ☐ 個別協議要（ ）

⑥ 周辺への影響を抑えるための基準

【全地区共通】

- ☐ まぶしすぎない明るさとし、夜間等、外光の状況及び周辺の状況に配慮した輝度としている
 - ☐ 昼間の輝度：3,000cd/m²以下
 - ☐ これによらない場合（輝度：_____cd/m²）（理由：_____）
 - ☐ 夜間の輝度：800cd/m²以下
 - ☐ これによらない場合（輝度：_____cd/m²）（理由：_____）
- ☐ 明るく派手な高彩度色の利用を抑え、まちなみを阻害しない色彩としている
 - ☐ 補色や彩度差の大きい色の組み合わせを使用していない
 - ☐ 類似色や中間色など落ち着いた色としている
- ☐ 表示方法は、静止画の切替り（切替り間隔は15秒以上）としている
- ☐ 音声を使用していない

【中之島地区及び各地区の中之島地区に面する建築物の中之島面】

- ☐ 個別協議要（_____）

⑦ コンテンツの基準

【全地区共通】

- ☐ 商用広告を表示する場合、表示割合の1/4を超える公共情報等を提供している
- ☐ 自家用広告のみを表示する場合、表示割合の1/10を超える公共情報等を提供している
- ☐ 公序良俗に反しないものとしている
- ☐ 見る人に不快感や不安感を与えないものとしている
- ☐ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に該当する営業に関する広告物の表示はない
- ☐ 人物・キャラクターの表示割合は、画面の1/3以下としている
（ただし、シルエットなどイメージ的に用いるものを除く）

【中之島地区及び各地区の中之島地区に面する建築物の中之島面】

- ☐ 壁面に設置する場合、表示内容は自家用広告のみとしている

⑧ その他

- ☐ 設置する大きさや位置、コンテンツ内容等について、所轄警察署への事前相談を実施している

デジタルサイネージ事前協議時 チェックシート（中層部）

① 前提条件

- ☐ にぎわいの形成やまちの魅力向上につながるデザイン性の高いものである
- ☐ コンテンツ等に関する地域独自の基準や協議体制について、協議済である
- ☐ 地域独自の基準に適合し、設置について合意が図られている

② 設置可能な建築物の規模

- ☐ 建築面積 200 m²以上の建築物である

③ 設置位置及び形態・意匠の基準

- ☐ 設置位置は高さ 31m以下とし、当該建築物における低層部の範囲を除いたものである
- ☐ 設置形態は壁面への設置のみとし、建築物と一体的な形態、意匠としている
- ☐ 太陽光を著しく反射するおそれのあるものを使用していない
- ☐ 骨組み、支柱等の構造体は目立たないものとしている

④ 設置数及び画面の大きさの基準

- ☐ 設置数は一敷地につき 1 か所である
 - ☐ 画面の大きさは 100 m²以下である
 - ☐ 具体的な設置可能な大きさについては、設置位置及び視点場となる空間の広がり等を踏まえ個別協議による

⑤ 周辺への影響を抑えるための基準

- ☐ まぶしすぎない明るさとし、夜間等、外光の状況及び周辺の状況に配慮した輝度としている
 - ☐ 昼間の輝度：3,000cd/m²以下
 - ☐ これによらない場合（輝度：_____cd/m²）（理由：_____）
 - ☐ 夜間の輝度：800cd/m²以下
 - ☐ これによらない場合（輝度：_____cd/m²）（理由：_____）
- ☐ 明るく派手な高彩度色の利用を抑え、まちなみを阻害しない色彩としている
 - ☐ 補色や彩度差の大きい色の組み合わせを使用していない
 - ☐ 類似色や中間色など落ち着いた色としている
- ☐ 心身に悪影響を与えない、不快感を与えないゆるやかな表示速度、繰り返し回数としている
 - ☐ 急激にスライドを切り替えず、また、適切に情報が伝わる表示速度としている
- ☐ 不快感を与えない音量、音色としている

⑥ コンテンツの基準

- ☐ デザイン性の高いものとし、ニュースや災害時の避難情報等を除き、文字のみの広告物の表示としない
- ☐ 公共情報等を提供し、その表示割合が 1/4 を超えている
- ☐ 災害時等において、行政等の要請に応じて必要情報等を提供する
- ☐ 公序良俗に反しないものとしている
- ☐ 見る人に不快感や不安感を与えないものとしている
- ☐ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に該当する営業に関する広告物の表示はない

⑦ その他

- ☐ 設置する大きさや位置、コンテンツ内容等について、所轄警察署への事前相談を実施している

第 年 月 日

様

大阪市長

デジタルサイネージ 事前協議
変更協議 に係る見解通知書

年 月 日付けで申出のあったデジタルサイネージ計画に係る見解を取りまとめましたので、重点届出区域におけるデジタルサイネージ等取扱要綱第 4 条第 4 項（第 5 条第 2 項において準用する同要綱第 4 条第 4 項）の規定に基づき通知します。

敷地の位置	地区名 _____ 所在地 大阪市 _____ 区 _____		
協議の申出	受付番号	() 第 ー 号	
	受 付 日	年 月 日	
第 4 条第 3 項 意見聴取	☐ 有（第 回 年 月 日） ☐ 無		
デジタルサイネー ージ計画に関す る大阪市の見解			

年 月 日

大 阪 市 長 様

事業者 住 所

氏 名

（法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名）

デジタルサイネージ 事前協議
変更協議 に係る見解に対する回答書

年 月 日付け第 号の見解に対して、次のとおり回答します。

代理人 (定める場合)	住 所 _____ 氏 名 _____ 電話番号 _____ (担当 : _____)
敷地の位置	地区名 _____ 所在地 大阪市 _____ 区 _____
設置工事及び運用 開始時期 (予定)	設置工事着手 _____ 年 月 日 (予定) 運 用 開 始 _____ 年 月 日 (予定)
デジタルサイネージ計画に関する大阪市の見解	見解に対する回答

第 号
年 月 日

様

大阪市長

デジタルサイネージ 事前協議
変更協議 に係る通知書

年 月 日付けデジタルサイネージ事前協議について、重点届出区域におけるデジタルサイネージ等取扱要綱第 4 条第 6 項又は第 7 項（第 5 条第 2 項において準用する同要綱第 4 条第 6 項又は第 7 項）の規定に基づき通知します。

敷地の位置	地区名 _____ 所在地 大阪市 _____ 区 _____	
協議の申出	受付番号	() 第 ー 号
	受 付 日	年 月 日
第 4 条第 3 項 意見聴取	☐ 有（第 回 年 月 日） ☐ 無	
第 4 条第 4 項 見解通知	☐ 有（ 年 月 日） ☐ 無	
第 4 条第 5 項 回答	☐ 有（ 年 月 日） ☐ 無	
通知内容	☐適合（協議成立） ☐不適合（協議不成立） (意見等)	

年 月 日

大 阪 市 長 様

事業者 住 所

氏 名

（法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名）

デジタルサイネージ変更協議申出書

重点届出区域におけるデジタルサイネージ等取扱要綱第 5 条第 1 項の規定に基づき、指定書類を添えて次のとおり申し出ます。

代理人 (定める場合)		住 所 _____ 氏 名 _____ 電話番号 _____ (担当: _____)		
協議の成立		受付番号	() 第 _____ 号	
		協議成立年月日	年 月 日	
運用開始時期		年 月 日 (予定)		
敷地の位置		地区名 _____ 所在地 大阪市 _____ 区 _____		
変更内容	変更前			
	変更後			
変更理由				
※受付欄		※受付年月日	年 月 日	
		※受付番号	() 第 _____ 号	
		※備考		

※のある欄は記入しないでください。

第6号様式（第5条関係）

年 月 日

大 阪 市 長 様

事業者 住 所

氏 名

（法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名）

デジタルサイネージ変更報告書

重点届出区域におけるデジタルサイネージ等取扱要綱第5条第1項ただし書の規定に基づき、指定書類を添えて次のとおり報告します。

記

<変更内容>

・ 変更前

・ 変更後

<変更理由>

年 月 日

大 阪 市 長 様

事業者 住 所

氏 名

（法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名）

一時広告物事前協議申出書

重点届出区域におけるデジタルサイネージ等取扱要綱第 6 条第 1 項の規定に基づき、指定書類を添えて次のとおり申し出ます。

代理人 (定める場合)	住 所 _____ 氏 名 _____ 電話番号 _____ (担当 : _____)	
敷地の位置	地区名 _____ 所在地 大阪市 _____ 区 _____	
行為の名称 (イベント等の名称又は工事等の名称)		
表示・掲出予定期間	年 月 日 ~ 年 月 日 (日間) (工事を含む期間) 年 月 日 ~ 年 月 日 (日間)	
(前回) 表示・掲出期間	年 月 日 ~ 年 月 日 (日間)	
広告物の種類等	☐ 壁面広告物 ☐ 地上広告物 ☐ 突出広告物 ☐ その他 () プロジェクションマッピング等の使用 ☐ 有 ☐ 無 音声の有無 ☐ 有 (_____dB) ☐ 無	
所轄警察署への事前相談	☐ 済 (年 月 日確認) ☐ 未 (注 1)	
※受付欄	※受付年月日	年 月 日
	※受付番号	() 第 ー 号
	※備考	

※のある欄は記入しないでください。
（注 1）所轄警察署への事前相談が完了していない場合は、相談状況がわかる資料を添付してください。

第 年 月 日 号

様

大阪市長

一時広告物

事前協議
変更協議

 に係る通知書

年 月 日付け一時広告物事前協議について、重点届出区域におけるデジタルサイネー
ジ等取扱要綱第 6 条第 5 項又は第 6 項（第 7 条第 2 項において準用する同要綱第 6 条第 5 項又は第
6 項）の規定に基づき通知します。

敷地の位置	地区名 _____ 所在地 大阪市 _____ 区 _____	
協議の申出	受付番号	() 第 _____ 号
	受 付 日	_____ 年 _____ 月 _____ 日
第 6 条第 4 項 意見聴取	☐ 有（第 _____ 回 _____ 年 _____ 月 _____ 日） ☐ 無	
通知内容	☐適合（協議成立） ☐不適合（協議不成立） （意見等）	

年 月 日

大 阪 市 長 様

事業者 住 所

氏 名

（法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名）

一時広告物変更協議申出書

重点届出区域におけるデジタルサイネージ等取扱要綱第 7 条第 1 項の規定に基づき、指定書類を添えて次のとおり申し出ます。

代理人 (定める場合)		住 所 _____ 氏 名 _____ 電話番号 _____ (担当: _____)		
協議の成立		受付番号	() 第 _____ 号	
		協議成立年月日	年 月 日	
運用開始時期		年 月 日 (予定)		
敷地の位置		地区名 _____ 所在地 大阪市 _____ 区 _____		
変更内容	変更前			
	変更後			
変更理由				
※受付欄		※受付年月日	年 月 日	
		※受付番号	() 第 _____ 号	
		※備考		

※のある欄は記入しないでください。

年 月 日

大 阪 市 長 様

事業者 住 所

氏 名

（法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名）

一時広告物変更報告書

重点届出区域におけるデジタルサイネージ等取扱要綱第 7 条第 1 項ただし書の規定に基づき、指定書類を添えて次のとおり報告します。

記

<変更内容>

・ 変更前

・ 変更後

<変更理由>

年 月 日

大 阪 市 長 様

事業者 住 所

氏 名

（法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名）

エリアマネジメント広告物事前協議申出書

重点届出区域におけるデジタルサイネージ等取扱要綱第 8 条第 1 項の規定に基づき、指定書類を添えて次のとおり申し出ます。

代理人 (定める場合)	住 所 _____ 氏 名 _____ 電話番号 _____ (担当: _____)
敷地の位置	地区名 _____ 所在地 大阪市 _____ 区 _____
建築物概要	建築物名称 _____ 敷地面積 _____㎡ 延床面積 _____㎡ 高さ _____m 建築面積 _____㎡ 階数 地上 _____階 地下 _____階 対象となる外壁面積 _____㎡
広告物の種別	☐ デジタルサイネージ (低層部) ☐ デジタルサイネージ (工事仮囲い) ☐ デジタルサイネージ以外 (低層部) ☐ デジタルサイネージ以外 (工事仮囲い) ☐ デジタルサイネージ (中層部)
設置工事及び運用開始時期 (予定)	(デジタルサイネージ) 設置工事着手 _____ 年 _____ 月 _____ 日 (予定) 運 用 開 始 _____ 年 _____ 月 _____ 日 (予定)
表示・掲出予定期間	(デジタルサイネージ以外) _____ 年 _____ 月 _____ 日 ~ _____ 年 _____ 月 _____ 日 (_____ 日間) ※表示・掲出期間 _____ 年 _____ 月 _____ 日 ~ _____ 年 _____ 月 _____ 日 (_____ 日間) ※工事等を含む期間
設置位置・形態・大きさ等	(デジタルサイネージ) 設置位置 建築物の _____ 階部分 設置形態 ☐ 壁面設置 [☐ 低層部 ☐ 中層部] ☐ 自立型設置 画面の大きさ 幅 _____ m × 高さ _____ m = 面積 _____ ㎡ (注 1) 地盤面から画面上端までの高さ _____ m 設置する外壁面の広告物の総面積: _____ ㎡ (既設置広告物を含む) (デジタルサイネージ以外) 設置形態 ☐ 壁面設置 ☐ 自立型設置 ☐ 突出設置

周辺への影響への配慮(デジタルサイネージ)	音声の有無 ☐ 有 (最大音量_____dB) ☐ 無 最大輝度 昼間 _____cd/m ² 夜間 _____cd/m ² スピーカーの種類等(指向性等) _____ 表示時間帯 _____:_____~_____:_____まで 周辺への配慮事項 ・ ・ ・	
コンテンツ内容 (デジタルサイネージ)	広告物の表示内容 ☐ 自家用広告 ☐ 商用広告 公共情報等の表示割合 _____%以上 コンテンツ作成者 _____ ・ ・ ・ 詳細は別紙及び映像参照	
所轄警察署への事前相談(デジタルサイネージ)	☐ 済 (_____年 _____月 _____日確認) ☐ 未 (注2)	
※受付欄	※受付年月日	_____年 _____月 _____日
	※受付番号	(_____) 第 _____ 号
	※備考 	

※のある欄は記入しないでください。

(注1) 面積はフレームや架台等を除く画面の大きさとし、整数値(小数点以下を四捨五入)を記載してください。

(注2) 所轄警察署への事前相談が完了していない場合は、相談状況がわかる資料を添付してください。

エリアマネジメント広告物事前協議時 チェックシート（デジタルサイネージ・低層部）

① 前提条件

【全地区共通】

- ☐ にぎわいの形成やまちの魅力向上につながるデザイン性の高いものとしている
- ☐ 当該広告物を設置するエリアマネジメント団体による内部取扱規定を設けている
- ☐ 当該広告物による収入はエリアマネジメント活動に充当されることについて、広く周知を行うこととしている
- ☐ 別表第 2（１）の協議対象地区内である

② 設置位置、形態・意匠の基準

【全地区共通】

- ☐ 設置位置は、建築物の低層部としている
 - ☐（該当する場合）歩道橋等により地上部分以外に歩行者動線がある場合は、協議により低層部とみなしている
- ☐ 設置形態は、壁面への設置及び自立型設置としている
- ☐ 壁面に突き出して設置していない
- ☐ 壁面に設置する場合は、建築物と一体的な意匠としている
- ☐ 窓面をふさがないように設置している
- ☐ 天井に吊り下げて設置していない
- ☐ 太陽光を著しく反射するおそれのあるものを使用していない
- ☐ 骨組み、支柱等の構造体は目立たないものとしている

③ 大きさ（１か所あたり）の基準

【下記以外の地区】

- ☐ 2 m²以下としている
- 【御堂筋地区及び堺筋地区のうち、長堀通以南】
- ☐ 5 m²以下としている

④ 大きさ（総量）の基準

【全地区共通】

- ☐ 5 m²以下としている
（ただし、敷地面積が 2,000 m²を超える場合は、面積加算後の範囲内である）

⑤ 快適な街路景観創出のための基準

【全地区共通】【2 m²以下の場合】

- ☐ 設置位置や掲出内容に応じた配置とし、ヒューマンスケールに配慮した高さや幅（地盤面から画面上端までの高さは 2.3m 以下、画面幅は 1.5m 以下）としている
 - ☐（上記でない場合は）個別協議（ ）
- ☐ 自立型設置の場合、通行の妨げにならない設置位置としている
- ☐ 一敷地に複数設置する場合、他のデジタルサイネージとの距離は 10m 以上離れている
（ただし、近接して設置する場合は、合計 2 m² 以下であればこの限りでない）
- ☐ 複数の広告板が設置されている場所では、統一感やまとまりのあるデザイン・高さ等となっている

【御堂筋地区及び堺筋地区のうち、長堀通以南】

- ☐ 個別協議要（ ）

⑥ 周辺への影響を抑えるための基準

【全地区共通】

- ☐ まぶしすぎない明るさとし、夜間等、外光の状況及び周辺の状況に配慮した輝度としている

- ☐ 昼間の輝度：3,000cd/m²以下
 - ☐ これによらない場合（輝度：_____cd/m²）（理由：_____）
 - ☐ 夜間の輝度：800cd/m²以下
 - ☐ これによらない場合（輝度：_____cd/m²）（理由：_____）
 - ☐ 明るく派手な高彩度色の利用を抑え、まちなみを阻害しない色彩としている
 - ☐ 補色や彩度差の大きい色の組み合わせを使用していない
 - ☐ 類似色や中間色など落ち着いた色としている
 - ☐ 静止画の切替り（切替り間隔は15秒以上）としている
 - ☐ 音声を使用していない
- ⑦ コンテンツの基準
- 【全地区共通】
- ☐ 商用広告を表示する場合、表示割合の1/4を超える公共情報等を提供している
 - ☐ 自家用広告のみを表示する場合、表示割合の1/10を超える公共情報等を提供している
 - ☐ 公序良俗に反しないものとしている
 - ☐ 見る人に不快感や不安感を与えないものとしている
 - ☐ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に該当する営業に関する広告物の表示はない
- ⑧ その他
- 【全地区共通】
- ☐ 設置する大きさや位置、コンテンツ内容等について、所轄警察署への事前相談を実施している

エリアマネジメント広告物事前協議時 チェックシート（デジタルサイネージ・中層部）	
① 前提条件	☐ にぎわいの形成やまちの魅力向上につながるデザイン性の高いものとしている ☐ コンテンツ等に関する地域独自の基準や協議体制について、協議済である ☐ 地域独自の基準に適合し、設置について合意が図られている ☐ 当該広告物による収入はエリアマネジメント活動に充当されることについて、広く周知を行うこととしている
② 設置可能な建築物の規模	☐ 建築面積 200 m ² 以上の建築物である
③ 設置位置、形態・意匠の基準	☐ 設置位置は原則、高さ 31m 以下とし、当該建築物における低層部の範囲を除いたものである ☐ 設置形態は壁面への設置のみとし、建築物と一体的な形態・意匠としている ☐ 太陽光を著しく反射するおそれのあるものを使用しない。 ☐ 骨組み、支柱等の構造体は目立たないものとする。
④ 設置数及び画面の大きさの基準	☐ 設置可能な設置数及び画面の大きさについては、設置位置及び視点場となる空間の広がり等を踏まえ個別協議による
⑤ 周辺への影響を抑えるための基準	☐ まぶしすぎない明るさとし、夜間等、外光の状況及び周辺の状況に配慮した輝度としている ☐ 昼間の輝度：3,000cd/m ² 以下 ☐ これによらない場合（輝度：_____cd/m ² ）（理由：_____） ☐ 夜間の輝度：800cd/m ² 以下 ☐ これによらない場合（輝度：_____cd/m ² ）（理由：_____） ☐ 明るく派手な高彩度色の利用を抑え、まちなみを阻害しない色彩としている ☐ 補色や彩度差の大きい色の組み合わせを使用していない ☐ 類似色や中間色など落ち着いた色としている ☐ 心身に悪影響を与えない、不快感を与えない緩やかな表示速度、繰り返し回数としている ☐ 急激にスライドを切り替えず、また、適切に情報が伝わる表示速度としている ☐ 不快感を与えない音量、音声としている
⑥ コンテンツの基準	☐ デザイン性の高いものとし、ニュースや災害時の避難情報等を除き、文字のみの広告物の表示としていない商用広告を表示する場合、表示割合の 1/4 を超える公共情報等を提供している ☐ 公共情報等を提供し、その表示割合が 1/4 を超えている ☐ 災害時等において、行政等の要請に応じて必要情報等を提供する ☐ 公序良俗に反しないものとしている ☐ 見る人に不快感や不安感を与えないものとしている ☐ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に該当する営業に関する広告物の表示はない
⑦ その他	☐ 設置する大きさや位置、コンテンツ内容等について、所轄警察署への事前相談を実施している

第 年 月 日

様
大阪市長

エリアマネジメント広告物 事前協議
変更協議 に係る見解通知書

年 月 日付けで申出のあったエリアマネジメント広告物計画に係る見解を取りまとめましたので、重点届出区域におけるデジタルサイネージ等取扱要綱第 8 条第 4 項（第 9 条第 2 項において準用する同要綱第 8 条第 4 項）の規定に基づき通知します。

敷地の位置	地区名 _____ 所在地 大阪市 _____ 区 _____		
協議の申出	受付番号	() 第 ー 号	
	受 付 日	年 月 日	
第 8 条第 3 項 意見聴取	☐ 有（第 回 年 月 日） ☐ 無		
エリアマネジメント 広告物計画 に関する大阪市の 見解			

年 月 日

大 阪 市 長 様

事業者 住 所

氏 名

（法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名）

エリアマネジメント広告物 事前協議
変更協議 に係る見解に対する回答書

年 月 日付け第 号の見解に対して、次のとおり回答します。

代理人 (定める場合)	住 所 _____ 氏 名 _____ 電話番号 _____ (担当 : _____)
敷地の位置	地区名 _____ 所在地 大阪市 _____ 区 _____
設置工事及び運用 開始時期 (予定)	設置工事着手 _____ 年 月 日 (予定) 運 用 開 始 _____ 年 月 日 (予定)
エリアマネジメント広告物計画に関する 大阪市の見解	見解に対する回答

第 年 月 日

様
大阪市長

エリアマネジメント広告物 事前協議
変更協議 に係る通知書

年 月 日付けエリアマネジメント広告物事前協議について、重点届出区域におけるデジタルサイネージ等取扱要綱第 8 条第 6 項又は第 7 項（第 9 条第 2 項において準用する同要綱第 8 条第 6 項又は第 7 項）の規定に基づき通知します。

敷地の位置	地区名 _____ 所在地 大阪市 _____ 区 _____	
協議の申出	受付番号	() 第 _____ 号
	受 付 日	年 _____ 月 _____ 日
第 8 条第 3 項 意見聴取	☐ 有（第 _____ 回 _____ 年 _____ 月 _____ 日） ☐ 無	
第 8 条第 4 項 見解通知	☐ 有（ _____ 年 _____ 月 _____ 日） ☐ 無	
第 8 条第 5 項 回答	☐ 有（ _____ 年 _____ 月 _____ 日） ☐ 無	
通知内容	☐適合（協議成立） ☐不適合（協議不成立） （意見等）	

年 月 日

大 阪 市 長 様

事業者 住 所

氏 名

（法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名）

エリアマネジメント広告物変更協議申出書

重点届出区域におけるデジタルサイネージ等取扱要綱第 9 条第 1 項の規定に基づき、指定書類を添えて次のとおり申し出ます。

代理人 (定める場合)		住 所 _____ 氏 名 _____ 電話番号 _____ (担当 : _____)		
協議の成立		受付番号	() 第 ー 号	
		協議成立年月日	年 月 日	
運用開始時期		年 月 日 (予定)		
敷地の位置		地区名 _____ 所在地 大阪市 _____ 区 _____		
変更 内 容	変更前			
	変更後			
変更理由				
※受付欄		※受付年月日	年 月 日	
		※受付番号	() 第 ー 号	
		※備考		

※のある欄は記入しないでください。

年 月 日

大 阪 市 長 様

事業者 住 所

氏 名

（法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名）

エリアマネジメント広告物変更報告書

重点届出区域におけるデジタルサイネージ等取扱要綱第 9 条第 1 項ただし書の規定に基づき、指定書類を添えて次のとおり報告します。

記

<変更内容>

・ 変更前

・ 変更後

<変更理由>

年 月 日

大 阪 市 長 様

事業者 住 所

氏 名

（法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名）

工事等取止届

重点届出区域におけるデジタルサイネージ等取扱要綱第 10 条の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

代理人 (定める場合)	住 所			
	氏 名			
	電話番号	-	-	(担当:)
協議の成立	受付番号	(	) 第	- 号
	協議成立年月日		年	月 日
敷地の位置	地区名			
	所在地	大阪市	区	
工事等取止理由				
※受付欄	※受付年月日		年	月 日
	※備考			

※のある欄は記入しないでください。

年 月 日

大 阪 市 長 様

事業者 住 所

氏 名

（法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名）

工事完了報告書

重点届出区域におけるデジタルサイネージ等取扱要綱第 11 条の規定に基づき、指定書類を添えて次のとおり報告します。

代理人 (定める場合)	住 所 _____	
	氏 名 _____	
	電話番号 _____ (担当 : _____)	
協議の成立	受付番号	(_____) 第 _____ 号
	協議成立年月日	_____ 年 _____ 月 _____ 日
敷地の位置	地区名 _____	
	所在地 大阪市 _____ 区 _____	
工事完了日	_____ 年 _____ 月 _____ 日	
※受付欄	※受付年月日	_____ 年 _____ 月 _____ 日
	※調査の実施 □有 (_____ 年 _____ 月 _____ 日 _____ 時) □無	

※のある欄は記入しないでください。

第 号
年 月 日

様

大阪市長

調査結果通知書

年 月 日付けで工事完了報告のあった件について、重点届出区域におけるデジタルサイネージ等取扱要綱第12条第2項の規定に基づき、次のとおり調査結果を通知します。

記

- 1 受 付 番 号

- ## 2 敷地の位置

- ### 3 現地調査日

- 4 調 査 結 果 適 合 ・ 不 適 合

年 月 日

大 阪 市 長 様

事業者 住 所

氏 名

（法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名）

デジタルサイネージ実績報告書

重点届出区域におけるデジタルサイネージ等取扱要綱第 13 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり提出します。

代理人 (定める場合)	住 所 _____ 氏 名 _____ 電話番号 _____ (担当: _____)	
協議の成立	受付番号	() 第 _____ 号
	協議成立年月日	年 月 日
敷地の位置	地区名 _____ 所在地 大阪市 _____ 区	
工事完了日	年 月 日	
報告期間	年 月 日 ~ 年 月 日 (注 1)	
コンテンツ内容等	音声の有無 ☐ 有 (最大音量 _____dB) ☐ 無 最大輝度 昼間 _____cd/m ² 夜間 _____cd/m ² スピーカーの種類等 (指向性等) _____ 広告の種別 ☐ 自家用広告 ☐ 商用広告 公共情報等の表示割合 _____%以上 表示時間帯 _____:_____ ~ _____:_____ まで コンテンツ作成者 _____ ※変更協議を行っている場合は、協議期間毎に記載してください。	
※受付欄	※受付年月日	年 月 日
	※受付番号	() 第 _____ 号
	※備考	

※のある欄は記入しないでください。

(注 1) 8・9 月分については、提出時点における実施予定を記載してください。

デジタルサイネージ運用時 チェックシート（低層部）

① 前提条件

- ☐ 周辺景観との調和に配慮し、良好なまちなみ形成に資するものとしている
- ☐ 事業者による内部取扱規定に変更はない
⇒変更がある場合（ ）

⑥ 周辺への影響を抑えるための基準

【全地区共通】

- ☐ まぶしすぎない明るさとし、夜間等、外光の状況及び周辺の状況に配慮した輝度としている
 - ☐ 昼間の輝度：3,000cd/m²以下
 - ☐ これによらない場合（輝度：_____cd/m²）（理由：_____）
 - ☐ 夜間の輝度：800cd/m²以下
 - ☐ これによらない場合（輝度：_____cd/m²）（理由：_____）
 - ☐ 明るく派手な高彩度色の利用を抑え、まちなみを阻害しない色彩としている
 - ☐ 補色や彩度差の大きい色の組み合わせを使用していない
 - ☐ 類似色や中間色など落ち着いた色としている
 - ☐ 表示方法は、静止画の切替り（切替り間隔は 15 秒以上）としている
 - ☐ 音声を使用していない
- 【中之島地区及び各地区の中之島地区に面する建築物の中之島面】
- ☐ 個別協議要（ ）

⑦ コンテンツの基準

【全地区共通】

- ☐ 商用広告を表示する場合、表示割合の 1/4 を超える公共情報等を提供している
 - ☐ 自家用広告のみを表示する場合、表示割合の 1/10 を超える公共情報等を提供している
 - ☐ 公序良俗に反しないものとしている
 - ☐ 見る人に不快感や不安感を与えないものとしている
 - ☐ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に該当する営業に関する広告物の表示はない
 - ☐ 人物・キャラクターの表示割合は、画面の 1/3 以下としている
（ただし、シルエットなどイメージ的に用いるものを除く）
- 【中之島地区及び各地区の中之島地区に面する建築物の中之島面】
- ☐ 壁面に設置する場合、表示内容は自家用広告のみとしている

デジタルサイネージ運用時 チェックシート（中層部）

① 前提条件

- ☐ にぎわいの形成やまちの魅力向上につながるデザイン性の高いものである
- ☐ 地域独自の基準や協議体制に変更はない
⇒変更がある場合（ ）

⑤ 周辺への影響を抑えるための基準

- ☐ まぶしすぎない明るさとし、夜間等、外光の状況及び周辺の状況に配慮した輝度としている
 - ☐ 昼間の輝度：3,000cd/m²以下
 - ☐ これによらない場合（輝度：_____cd/m²）（理由：_____）
 - ☐ 夜間の輝度：800cd/m²以下
 - ☐ これによらない場合（輝度：_____cd/m²）（理由：_____）
- ☐ 明るく派手な高彩度色の利用を抑え、まちなみを阻害しない色彩としている
 - ☐ 補色や彩度差の大きい色の組み合わせを使用していない
 - ☐ 類似色や中間色など落ち着いた色としている
- ☐ 心身に悪影響を与えない、不快感を与えないゆるやかな表示速度、繰り返し回数としている
 - ☐ 急激にスライドを切り替えず、また、適切に情報が伝わる表示速度としている
- ☐ 不快感を与えない音量、音色としている

⑥ コンテンツの基準

- ☐ デザイン性の高いものとし、ニュースや災害時の避難情報等を除き、文字のみの広告物の表示はない
- ☐ 公共情報等を提供し、その表示割合が 1/4 を超えている
- ☐ 災害時等において、行政等の要請に応じて必要情報等を提供する
- ☐ 公序良俗に反しないものとしている
- ☐ 見る人に不快感や不安感を与えないものとしている
- ☐ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に該当する営業に関する広告物の表示はない

年 月 日

大 阪 市 長 様

事業者 住 所

氏 名

（法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名）

デジタルサイネージ実施計画書

重点届出区域におけるデジタルサイネージ等取扱要綱第 13 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり提出します。

代理人 (定める場合)	住 所 _____ 氏 名 _____ 電話番号 _____ (担当 : _____)		
協議の成立	受付番号	() 第 _____ 号	
	協議成立年月日	年 月 日	
敷地の位置	地区名 _____ 所在地 大阪市 _____ 区		
工事完了日	年 月 日		
実施期間	年 月 日 ~ 年 月 日		
コンテンツ内容等	音声の有無 ☐ 有 (最大音量_____dB) ☐ 無 最大輝度 昼間 _____cd/m ² 夜間 _____cd/m ² スピーカーの種類等 (指向性等) _____ 広告の種別 ☐ 自家用広告 ☐ 商用広告 公共情報等の表示割合 _____%以上 表示時間帯 _____ : _____ ~ _____ : _____ まで コンテンツ作成者 _____ ※コンテンツの変更予定がある場合、予定時期を記載してください。		
※受付欄	※受付年月日	年 月 日	
	※備考		

※のある欄は記入しないでください。

第 年 月 日

様
大阪市長

デザイン性に係る見解通知書

年 月 日付けで報告のあった 年度の実績報告についてデザイン性に係る見解
を取りまとめましたので、重点届出区域におけるデジタルサイネージ等取扱要綱第 13 条第 4 項の規
定に基づき通知します。

協議の成立	受付番号	() 第 ー 号
	協議成立年月日	年 月 日
敷地の位置	地区名 _____ 所在地 大阪市 _____ 区	
第 13 条第 3 項 意見聴取	☐ 有（第 回 年 月 日） ☐ 無	
デザイン性に係 る大阪市の見解		

年 月 日

大 阪 市 長 様

事業者 住 所

氏 名

（法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名）

デザイン性に係る見解に対する回答書

年 月 日付け第 号の見解に対して、次のとおり回答します。

協議の成立	受付番号	() 第 一 号
	協議成立年月日	年 月 日
敷地の位置	地区名 _____ 所在地 大阪市 _____ 区	
デザイン性に係る大阪市の見解		見解に対する回答

年 月 日

大 阪 市 長 様

事業者 住 所

氏 名

（法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名）

エリアマネジメント広告物実績報告書

重点届出区域におけるデジタルサイネージ等取扱要綱第 14 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり提出します。

代理人 (定める場合)	住 所 _____ 氏 名 _____ 電話番号 _____ (担当: _____)	
協議の成立	受付番号	() 第 _____ 号
	協議成立年月日	_____ 年 _____ 月 _____ 日
敷地の位置	地区名 _____ 所在地 大阪市 _____ 区 _____	
広告物の種別	☐ デジタルサイネージ (低層部) ☐ デジタルサイネージ (工事仮囲い) ☐ デジタルサイネージ以外 (低層部) ☐ デジタルサイネージ以外 (工事仮囲い) ☐ デジタルサイネージ (中層部)	
設置工事完了日	_____ 年 _____ 月 _____ 日	
報告期間	(デジタルサイネージ) _____ 年 _____ 月 _____ 日 ~ _____ 年 _____ 月 _____ 日 (注 1)	
表示・掲出期間	(デジタルサイネージ以外) _____ 年 _____ 月 _____ 日 ~ _____ 年 _____ 月 _____ 日	
デジタルサイネージのコンテンツ内容等	音声の有無 ☐ 有 (最大音量 _____ dB) ☐ 無 最大輝度 昼間 _____ cd/m ² 夜間 _____ cd/m ² スピーカーの種類等 (指向性等) _____ 広告の種別 ☐ 自家用広告 ☐ 商用広告 公共情報等の表示割合 _____ % 以上 表示時間帯 _____ : _____ ~ _____ : _____ まで コンテンツ作成者 _____ コンテンツ内容 ・ ・	
※受付欄	※受付年月日	_____ 年 _____ 月 _____ 日
	※受付番号	() 第 _____ 号
	※備考	

※のある欄は記入しないでください。
(注 1) 8・9 月分については、提出時点における実施予定を記載してください。

エリアマネジメント広告物運用時 チェックシート（デジタルサイネージ・低層部）

① 前提条件

【全地区共通】

- ☐ にぎわいの形成やまちの魅力向上につながるデザイン性の高いものとしている
- ☐ 当該広告物を設置するエリアマネジメント団体による内部取扱規定に変更はない
⇒変更がある場合（ ）
- ☐ 当該広告物による収入はエリアマネジメント活動に充当されることについて、広く周知を行っている

⑥ 周辺への影響を抑えるための基準

【全地区共通】

- ☐ まぶしすぎない明るさとし、夜間等、外光の状況及び周辺の状況に配慮した輝度としている
 - ☐ 昼間の輝度：3,000cd/m²以下
 - ☐ これによらない場合（輝度：_____cd/m²）（理由：_____）
 - ☐ 夜間の輝度：800cd/m²以下
 - ☐ これによらない場合（輝度：_____cd/m²）（理由：_____）
- ☐ 明るく派手な高彩度色の利用を抑え、まちなみを阻害しない色彩としている
 - ☐ 補色や彩度差の大きい色の組み合わせを使用していない
 - ☐ 類似色や中間色など落ち着いた色としている
- ☐ 静止画の切替り（切替り間隔は 15 秒以上）としている
- ☐ 音声を使用していない

⑦ コンテンツの基準

【全地区共通】

- ☐ 商用広告を表示する場合、表示割合の 1/4 を超える公共情報等を提供している
- ☐ 自家用広告のみを表示する場合、表示割合の 1/10 を超える公共情報等を提供している
- ☐ 公序良俗に反しないものとしている
- ☐ 見る人に不快感や不安感を与えないものとしている
- ☐ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に該当する営業に関する広告物の表示はない

エリアマネジメント広告物運用時 チェックシート（デジタルサイネージ・中層部）

① 前提条件

- ☐ にぎわいの形成やまちの魅力向上につながるデザイン性の高いものである
- ☐ 地域独自の基準や協議体制に変更はない
⇒変更がある場合（ ）
- ☐ 当該広告物による収入はエリアマネジメント活動に充当されることについて、広く周知を行っている

⑤ 周辺への影響を抑えるための基準

- ☐ まぶしすぎない明るさとし、夜間等、外光の状況及び周辺の状況に配慮した輝度としている
 - ☐ 昼間の輝度：3,000cd/m²以下
 - ☐ これによらない場合（輝度：_____cd/m²）（理由：_____）
 - ☐ 夜間の輝度：800cd/m²以下
 - ☐ これによらない場合（輝度：_____cd/m²）（理由：_____）
- ☐ 明るく派手な高彩度色の利用を抑え、まちなみを阻害しない色彩としている
 - ☐ 補色や彩度差の大きい色の組み合わせを使用していない
 - ☐ 類似色や中間色など落ち着いた色としている
- ☐ 心身に悪影響を与えない、不快感を与えないゆるやかな表示速度、繰り返し回数としている
 - ☐ 急激にスライドを切り替えず、また、適切に情報が伝わる表示速度とする
- ☐ 不快感を与えない音量、音色としている

⑥ コンテンツの基準

- ☐ デザイン性の高いものとし、ニュースや災害時の避難情報等を除き、文字のみの広告物の表示としていない
- ☐ 公共情報等を提供し、その表示割合が 1/4 を超えている
- ☐ 災害時等において、行政等の要請に応じて必要情報等を提供する
- ☐ 公序良俗に反しないものとしている
- ☐ 見る人に不快感や不安感を与えないものとしている
- ☐ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に該当する営業に関する広告物の表示はない

年 月 日

大 阪 市 長 様

事業者 住 所

氏 名

（法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名）

エリアマネジメント広告物実施計画書

重点届出区域におけるデジタルサイネージ等取扱要綱第 14 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり提出します。

代理人 (定める場合)	住 所 _____ 氏 名 _____ 電話番号 _____ (担当: _____)		
協議の成立	受付番号	() 第 _____ 号	
	協議成立年月日	年 月 日	
敷地の位置	地区名 _____ 所在地 大阪市 _____ 区 _____		
工事完了日	年 月 日		
実施期間	年 月 日 ~ 年 月 日		
コンテンツ内容等	音声の有無 ☐ 有 (最大音量 _____dB) ☐ 無 最大輝度 昼間 _____cd/m ² 夜間 _____cd/m ² スピーカーの種類等 (指向性等) _____ 広告の種別 ☐ 自家用広告 ☐ 商用広告 公共情報等の表示割合 _____%以上 表示時間帯 _____: _____ ~ _____: _____ まで コンテンツ作成者 _____ ※コンテンツの変更予定がある場合、予定時期を記載してください。		
※受付欄	※受付年月日	年 月 日	
	※備考		

※のある欄は記入しないでください。

第 年 月 日 号

様
大阪市長

デザイン性に係る見解通知書

年 月 日付けで報告のあった 年度の実績報告についてデザイン性に係る見解
を取りまとめましたので、重点届出区域におけるデジタルサイネージ等取扱要綱第 14 条第 4 項の規
定に基づき通知します。

協議の成立	受付番号	() 第 ー 号
	協議成立年月日	年 月 日
敷地の位置	地区名 _____ 所在地 大阪市 _____区 _____	
第 15 条第 4 項 意見聴取	☐ 有（第 回 年 月 日） ☐ 無	
デザイン性に係 る大阪市の見解		

年 月 日

大 阪 市 長 様

事業者 住 所

氏 名

（法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名）

デザイン性に係る見解に対する回答書

年 月 日付けの見解に対して、次のとおり回答します。

協議の成立	受付番号	() 第 ー 号
	協議成立年月日	年 月 日
敷地の位置	地区名 _____ 所在地 大阪市 _____ 区 _____	
デザイン性に係る大阪市の見解		見解に対する回答

年 月 日

大 阪 市 長 様

事業者 住 所

氏 名

(法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)

広告物運用廃止届

重点届出区域におけるデジタルサイネージ等取扱要綱第 15 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

代理人 (定める場合)	住 所 _____ 氏 名 _____ 電話番号 _____ (担当 : _____)	
協議の成立	受付番号	() 第 _____ 号
	協議成立年月日	年 月 日
敷地の位置	地区名 _____ 所在地 大阪市 _____ 区 _____	
運用廃止日	年 月 日 (予定)	
運用廃止理由	☐ 第 15 条第 1 項第 1 号 (広告物の撤去によるもの) ☐ 第 15 条第 1 項第 2 号 (認定の取消しによるもの)	
※受付欄	※受付年月日	年 月 日
	※備考	

※のある欄は記入しないでください。

年 月 日

大 阪 市 長 様

事業者 住 所

氏 名

（法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名）

広告物運用休止届

重点届出区域におけるデジタルサイネージ等取扱要綱第 15 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

代理人 (定める場合)	住 所 _____	
	氏 名 _____	
	電話番号 _____ (担当: _____)	
協議の成立	受付番号	() 第 _____ 号
	協議成立年月日	_____ 年 _____ 月 _____ 日
敷地の位置	地区名 _____ 所在地 大阪市 _____ 区 _____	
運用休止期間	_____ 年 _____ 月 _____ 日 ~ _____ 年 _____ 月 _____ 日 (予定)	
運用休止理由		
※受付欄	※受付年月日	_____ 年 _____ 月 _____ 日
	※備考	

※のある欄は記入しないでください。

年 月 日

大 阪 市 長 様

事業者 住 所

氏 名

（法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名）

広告物運用再開報告書

重点届出区域におけるデジタルサイネージ等取扱要綱第 15 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり報告します。

代理人 (定める場合)	住 所 _____	
	氏 名 _____	
	電話番号 _____ (担当: _____)	
運用休止の届出	受付番号	() 第 _____ 号
	届出年月日	_____ 年 _____ 月 _____ 日
敷地の位置	地区名 _____ 所在地 大阪市 _____ 区 _____	
休止届出からの変更の有無	☐ 有 (注) ☐ 無	
運用再開時期	_____ 年 _____ 月 _____ 日 (予定)	
※受付欄	※受付年月日	_____ 年 _____ 月 _____ 日
	※備考	

※のある欄は記入しないでください。
（注）変更がある場合、第 15 条第 4 項の規定に基づく変更協議又は第 15 条第 4 項ただし書の規定に基づく変更報告が必要になります。